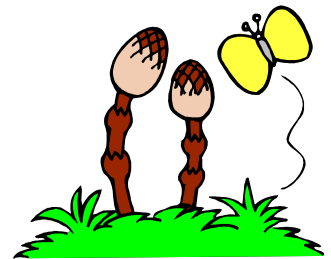


今月号のテーマ

- ・ 欠損金の繰り戻し還付制度が復活！！（上谷）
- ・ 上場有価証券の評価損の取扱い、明確化！（余田）
- ・ 事業承継税制の創設（田中宏彦）
- ・ 介護保険料率と労災保険料率等の改定について（本多）



**欠損金の繰り戻し還付制度が復活！！（上谷）**

平成 21 年度税制改正が 4 月 1 日より施行となりましたが、その中で注目すべき改正項目のひとつとして、「**欠損金の繰り戻し還付制度**」があります。この「欠損金の繰り戻し還付制度」とは、**前年度が黒字で法人税を納税した企業が今年度赤字の場合、前年度に納税した法人税を還付してくれるという制度**です。

従来までは、設立の翌年から 5 年以内に欠損金が生じた中小企業など一部の企業だけが適用可能で、ほとんどの企業が適用できなかった制度だったのですが、約 17 年ぶりに復活したのです。

この欠損金の繰り戻し還付制度は、「**平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度**」から適用されることになりました。つまり、今年の 4 月申告の中小企業から適用できるということです。

この世界的な不況により、今年度大幅な赤字決算を余儀なくされる中小企業も多いかと思えます。赤字がでている事業年度というのは当然資金繰りも悪化していることを意味し、追加の運転資金調達が求められている状態を表しています。このような状態で税金の還付を通じて中小企業の資金支援を行う繰り戻し還付制度を適用することも一度検討すべきではないかと考えます。

詳しい内容はぜひ弊社スタッフまでお問い合わせ下さい。

**上場有価証券の評価損の取扱い、明確化！（余田）**

上場有価証券等を保有する法人にとって、期末時価（株価）はその評価をするうえで最大の関心事です。時価が著しく下落していれば、帳簿価額を時価まで評価損を計上します。法人税法では、売買目的以外の上場有価証券等の評価損の損金算入が認められるためには、次の 2 つを同時に満たさなければなりません。

① 上場有価証券等の期末時価が期末簿価のおおむね 50%相当額を下回ること。

② 近い将来その価額の回復が見込まれないこと。

このたび平成 21 年 4 月に国税庁から「**上場有価証券の評価損に関する Q&A**」が発表され、②の要件が明確化されました。Q&A では評価損の損金算入にあたって、時価の回復可能性を検討しなければならないことは従来どおりの取扱いです。しかし、回復可能性がないことについて法人が用いた**合理的な判断基準**が示される限りにおいては、その基準が尊重されることになりました。

具体的には、専門性を有する第三者である証券アナリスト等の客観的な見解を用いて、近い将来回復の可能性がないことの根拠を提示した場合には、それは合理的な判断であると考えられ、評価損の損金算入が認められることとなります。

## 事業承継税制の創設（田中宏彦）

今年度の税制改正にて、事業承継を円滑にするための政策の一環として相続税・贈与税の納税猶予制度が創設されました。今回は相続税の納税猶予について、概要と適用要件をご紹介します。

この制度は中小企業のオーナー（代表者であった者に限る）に相続が発生した際に、その所有する自社株式を事業承継する者に相続させた場合、発行済株式の3分の2に達するまでの株式については**その株式に係る相続税の80%相当が猶予**されるものです。

なお、この制度を適用できるのは以下の条件を満たす必要があります。

1. 中小企業者であること（資本金、従業員数が一定以下の企業）
2. 経済産業大臣の事前確認及び承認を受けていること（確認・承認申請が必要）
3. その相続する株式について分割協議が確定していること
4. 申告期限内に相続税の申告書を提出すること

ただし、風俗業（アミューズメント業等を除く）を営む会社及び総資産の内に占める不動産（自己使用を除く）等の割合が70%以上の会社の株式については適用がありません。

また、適用を受けた場合には、その後毎年経済産業大臣へ定期報告する必要があります。適用するに当たり、事前準備としてまずは後継者を指定しておくことと経済産業大臣への確認申請をしておくことが必要ではないでしょうか。

なお、上記に掲げたほかにも、各種の制限又は緩和があります。詳しくは弊社スタッフまでご質問ください。

## 介護保険料率と労災保険料率等の改定について（本多）

### 介護保険料率が変わります！

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の介護保険料率が平成21年3月分から1.13%→1.19%に改定されました（健康保険料を合わせた保険料率は9.33%→9.39%です）。

社会保険料は原則翌月徴収ですので、40歳から64歳までの方の4月支給のお給料計算では徴収する介護保険料にご注意ください。

### 労災保険料率等が変わります！

平成21年4月1日から労災保険率等が改正されました。

雇用保険料率が引き下げられていますので4月分のお給料計算では徴収する雇用保険料にご注意ください。一般の事業では下記の負担になります。

一般の事業		負担分内訳	
		事業主分	被保険者分
旧	1000分の15	1000分の9	1000分の6
新	1000分の11	1000分の7	1000分の4

また、労災保険料率も変更になっています。労働保険料の年度更新の際はお気をつけください。（従来4/1～5/20の年度更新期間は、本年より6/1～7/10となっています。）